

田辺市し尿収集運搬料金等協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、田辺市し尿収集運搬料金等協議会（以下「協議会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の一般傍聴人の定員は、受付先着 15 人とする。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に住所、氏名を記入するものとする。

(会場への入場禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、タスキ、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、映写機、写真機の類を携帯している者。
ただし、撮影又は録音することにつき審議会の会長の許可を得た者は除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製のサンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、タスキ、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長は、これを制し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。